

令和3年度税制改正のポイント

令和3年度税制改正大綱の内容を踏まえた「所得税法等の一部を改正する法律」が、令和3年3月26日に可決成立、3月31日に公布されました。主な改正項目をピックアップして、ご案内します。

なお、本情報は、令和3年4月22日現在財務省その他省庁のサイトで公表されている資料を基に作成しております。ご利用の際にはご注意ください。



目次

個人所得課税

pp.1-2

- 住宅ローン控除の特例の延長等
- セルフメディケーション税制の見直し
- 退職所得課税の適正化
- その他の主な改正事項

資産課税

pp.3-5

- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充
- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し
- 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し
- その他の主な改正事項

法人課税・国際課税

pp.6-9

- 人材確保等促進税制にリニューアル
- 所得拡大促進税制の見直し・延長
- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長
- 中小企業設備投資税制の延長等
- 医療用機器等の特別償却制度の見直し
- その他の主な改正事項

その他の改正

pp.10-11

- 税務関係書類における押印義務の見直し
- 車体課税
- その他の主な改正事項

個人所得課税

○住宅ローン控除の特例の延長等

所得税・個人住民税 / 減税

住宅ローン控除の控除期間 13 年の特例について、適用期限を延長

- 一定期間内に契約した令和 4 年末までの入居者に対象を拡大
- この延長した部分に限り、合計所得金額 1,000 万円以下の者について面積要件の下限を 40 m²以上に緩和（改正前 50 m²以上）

●イメージ図

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏ま えた上乗せ 措置の弾力化		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10% 引上げに伴う 反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 = 50m ² 以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への 引上げ時に反動減 対策として 拡充した措置	平成26年4月入居～		R3年末までの入居	

面積要件 ⇒ 40m²以上
※40m²～50m²は所得1,000万円以下

出典：財務省パンフレット「令和3年度税制改正」（令和3年3月発行）https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

○セルフメディケーション税制の見直し

所得税・個人住民税 / 増税・減税

以下の措置を講じた上で、適用期限を 5 年延長

- 対象医薬品の範囲の見直し（令和 4 年分以後の所得税から適用）
- 手続きの簡素化（令和 4 年 1 月 1 日以後提出する令和 3 年分以後の確定申告書から適用）

○退職所得課税の適正化

所得税・個人住民税／増税

雇用が流動化している現状にあわせ、勤続年数5年以下の退職者（法人役員等以外）に対する退職金について、

- 2分の1課税の適用に上限を設け、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については適用しない
- 令和4年1月1日分以後に支払を受けるべき退職手当等について適用

●2分の1課税

①従業員の場合(②以外)〈勤続年数5年以下の場合に改正あり〉

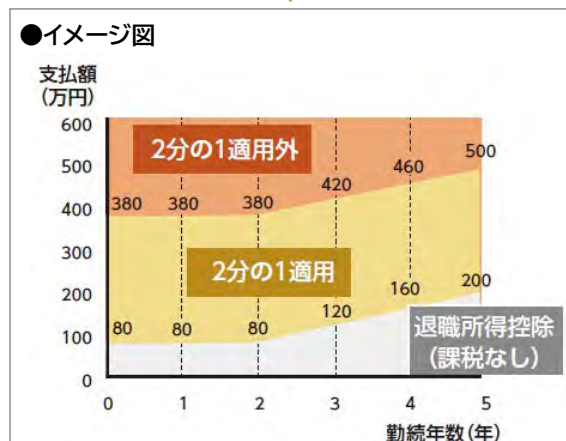
	令和3年12月31日まで	令和4年1月1日以後	
勤続5年超	適用可 ○	適用可 ○	
勤続5年以下		300万円※以下の部分	適用可 ○
		300万円※超の部分	適用不可 ×

※退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額



②法人役員等の場合〈改正なし〉

勤続5年超	適用可 ○
勤続5年以下	適用不可 ×



図の出典：財務省パンフレット「令和3年度税制改正」（令和3年3月発行）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

○その他の主な改正事項

- 国や地方自治体を実施する子育てに係る助成等の非課税措置
 - ・ 子育てに係る助成（ベビーシッター・認可外保育施設の利用料等）を非課税に

この他、

- 確定拠出年金の拠出限度額の見直し
- 個人住民税の特定配当等の源泉分離課税の手續簡素化
- 同族会社の社債利子及び償還金の課税強化
- 特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金控除等の対象寄附金の見直し
- 源泉徴収関係の電子提出に係る税務署長の承認廃止

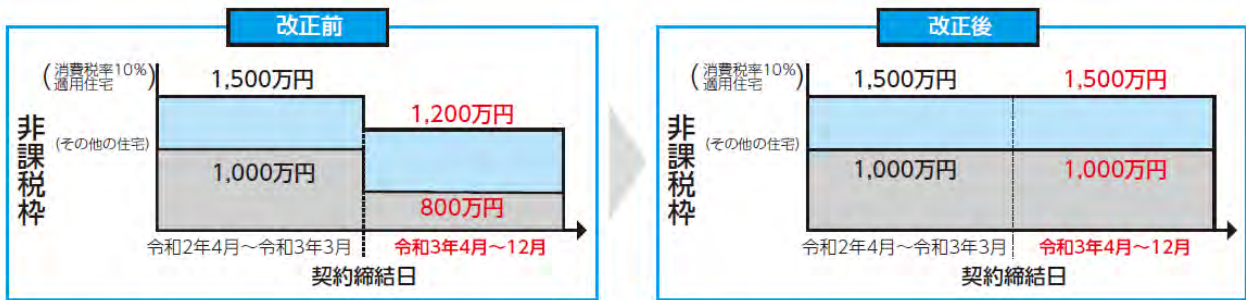
資産課税

○住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

贈与税 / 減税

- 直系尊属からの住宅取得等資金贈与に対する贈与税の非課税措置について、
 - ・ 令和3年4月1日以降も令和3年12月31日まで非課税枠を維持
 - ・ 合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件の下限を40㎡以上に緩和
- 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度について、
 - ・ 合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件の下限を40㎡以上に緩和
- 面積要件の改正は、いずれも令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税から適用

●改正前後の非課税枠のイメージ図



(注) 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠は、それぞれ500万円減。

出典：財務省パンフレット「令和3年度税制改正」（令和3年3月発行）https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

●改正後の非課税枠

契約締結日	令和 2.4.1～令和 3.3.31		令和 3.4.1～令和 3.12.31	
種類	耐震・省エネ・バリアフリー住宅	左記以外	耐震・省エネ・バリアフリー住宅	左記以外
消費税率10%が適用された新築等の住宅	1,500万円	1,000万円	1,500万円	1,000万円
上記以外	1,000万円	500万円	1,000万円	500万円

KEEP! →

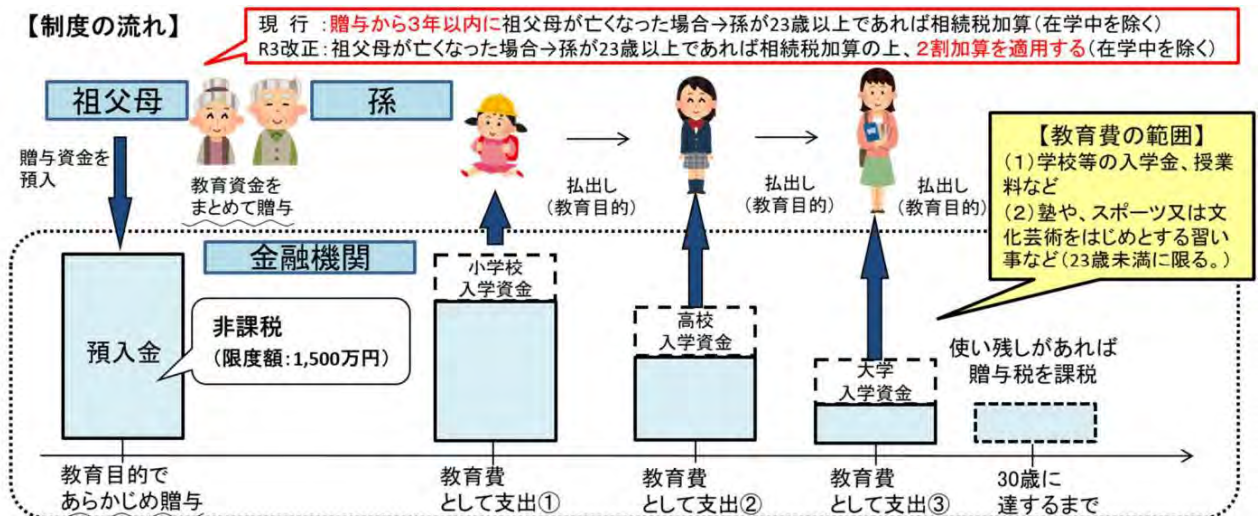
○教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

贈与税／増税・減税

節税目的での制度利用を防止するため、祖父母等から孫等に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、贈与者である祖父母が死亡した場合、

- 贈与からその死亡の日までの年数に関わらず、**贈与者死亡時の管理残額を相続等により取得したものとみなして相続財産に加算**
 - ※ 但し、その死亡の日を受贈者が次のいずれかの場合は対象外
 - イ 23歳未満である場合
 - ロ 学校等に在学している場合
 - ハ 教育訓練給付金の対象となる教育訓練を受講している場合
- 贈与者死亡時の残高に係る相続税額に**2割加算を適用**（いわゆる「**相続税額の2割加算**」が適用される）
- **令和3年4月1日以後**の信託等により取得する信託受益権等に適用
- 適用期限を**2年間延長**（令和5年3月31日まで）

●イメージ図



図の典拠：文部科学省「令和3年度 文部科学省税制改正の概要」 https://www.mext.go.jp/content/20201221-mxt_kanseisk01-100000584_1.pdf

○結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

贈与税／増税・減税

祖父母等から孫等に対する結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、

- 贈与者である祖父母が死亡した場合、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に**2割加算を適用**（令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等に適用）
- 受贈者である子・孫等の年齢要件を**18歳以上に引下げ**（令和4年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等に適用）
- 適用期限を**2年間延長**（令和5年3月31日まで）

○その他の主な改正事項

- **土地に係る固定資産税等の負担調整措置**
 - ・ 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和5年度まで現行の仕組みを継続
 - ・ 令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く
- **外国人に係る相続税等の納税義務の見直し**
 - ・ 就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としない（贈与税も同様）

この他、

- 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の見直し
- 個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
- 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の見直し
- 相続税・贈与税の納税猶予制度の適用に係る農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の延長
- 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の延長
- 相続に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置の見直し・延長
- 不動産取得税の特例措置の延長

法人課税・国際課税

○人材確保等促進税制にリニューアル

所得税・法人税・事業税／増税・減税

ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた人材獲得・育成への投資促進と、第二の就職氷河期を生み出さないための措置として、従来の中堅・大企業向け賃上げ税制を人材確保等促進税制にリニューアル

●改正の概要(令和4年度末まで適用)

①要件

改正前	改正後
<ol style="list-style-type: none">1. 継続雇用者給与等支給額： 対前年度増加率 3%以上2. 国内設備投資額： 当期の減価償却費の総額の 95%以上3. 雇用者給与等支給額： 対前年度を上回ること	<ol style="list-style-type: none">1. 新規雇用者^{※1} 給与等支給額： 対前年度増加率 2%以上2. 雇用者給与等支給額： 対前年度を上回ること

(※1)雇用保険法に規定する一般被保険者に限る。

②税額控除

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">・ 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 15%の税額控除・ 「当期の教育訓練費 \geq 前期・前々期の教育訓練費の平均の 1.2 倍」の場合、控除率を 5%上乗せ・ 税額控除は法人税額の 20%が限度	<ul style="list-style-type: none">・ 新規雇用者^{※2} 給与等支給額^{※3} の 15%の税額控除・ 「当期の教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の 1.2 倍」の場合は、控除率を 5%上乗せ・ 税額控除は法人税額の 20%が限度

(※2)賃金台帳に新たに記載された者をいう。(一般被保険者以外の者を含む。)

(※3)雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。

○所得拡大促進税制の見直し・延長

所得税・法人税・法人住民税／増税・減税

賃上げだけでなく、雇用を増加させる中小企業も下支えする観点から、所得拡大促進税制を見直し・簡素化した上で、適用期限を2年間延長

●改正の概要(令和4年度末まで適用)

①要件

改正前	改正後
1. 継続雇用者給与等支給額: 対前年度増加率 1.5%以上 2. 雇用者給与等支給額: 対前年度を上回ること	雇用者 給与等支給額: 対前年度増加率 1.5%以上

②税額控除

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上、かつ、教育訓練費増加等の要件※を満たす場合、控除率を10%上乘せ 税額控除は法人税額の20%が限度 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上、かつ、教育訓練費増加等の要件※を満たす場合、控除率を10%上乘せ 税額控除は法人税額の20%が限度

※教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件

- 当期の教育訓練費≧前期の教育訓練費の1.1倍
- 中小企業等経営強化法の認定に係る計画(改正後は、中小企業事業再編投資損失準備金制度に係る経営力向上計画の追加)における経営力向上の証明

○中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

所得税・法人税・法人住民税／増税・減税

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例(19%⇒15%に軽減)を2年間延長

●改正の概要

法人の規模	本則税率		措置法税率
	所得金額	税率	
大法人(資本金1億円超の法人等、中小法人以外の法人)	一律	23.2%	—
中小法人(原則、資本金1億円以下の法人)	年800万円超	23.2%	—
	年800万円以下	19%	15%

出典: 経済産業省「令和3年度(2021年度)経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf 筆者一部編集

○中小企業設備投資税制の延長等

所得税・法人税・法人住民税／増税・減税

- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制を中小企業投資促進税制に取り込み制度を一本化（不動産業、商店街振興組合等に移管）し、適用期限を2年間延長
- 中小企業経営強化税制について、計画認定手続の柔軟化等とともに、適用期限を2年間延長

●改正の概要

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置 国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） ⇒延長（2年）			
	生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備 ※計画認定手続を柔軟化			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒延長（2年） ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加		【商業・サービス業 ・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※30%特別償却のみ適用 ⇒廃止	

■ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要
 ※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

出典：経済産業省「令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

○医療用機器等の特別償却制度の見直し

所得税・法人税／増税・減税

医療用機器等の特別償却制度について、

- 医療用機器に係る措置につき次の見直しを行った上、適用期限を2年間延長
 - ・ 診療所における全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促すための措置を講ずる
 - ・ 対象機器の見直し

医療用機器等の特別償却制度	特別償却
医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度	取得価額×15%
地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度	取得価額×8%
高額な医療用機器に係る特別償却制度	取得価額×12%

○その他の主な改正事項

- **デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設**
 - ・ 「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による事業変革を行う場合、特別償却（30%）又は税額控除（3%・5%）の選択適用（2年間の時限措置）
 - **カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設**
 - ・ 脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、特別償却（50%）又は税額控除（5%・10%）の選択適用（3年間の時限措置）
 - **活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し**
 - ・ 厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業の税額控除の上限を引き上げ（現行：25%→30%）
 - ・ インセンティブを高めるための控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（現行：6%→2%）
 - ・ クラウド環境で提供するソフトウェアなどの試験研究に要した費用を研究開発税制の対象に
 - **繰越欠損金の控除上限の特例**
 - ・ コロナ禍に赤字であっても果敢に前向きな投資（カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編等）を行う中堅・大企業に対し、認定を受けた計画に基づき投資した範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（現行：所得の金額の50%）とする特例を創設
 - **株式対価M&Aを促進するための措置の創設**
 - ・ 自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる
 - **中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設**
 - ・ M&Aを実施する中小企業者の投資リスクに備える準備金制度を創設
- この他、
- 地域未来投資促進税制の延長・強化
 - 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し
 - 割賦販売法の改正に伴う貸倒引当金制度の改正
 - 外国子会社配当に係る源泉税等の取扱いの見直し
 - 過大支払利子税制における対象純支払利子等の額の範囲の見直し
 - リミテッド・パートナーシップの投資家である外国組合員に対する課税の特例の見直し

その他の改正

○税務関係書類における押印義務の見直し

行政改革に伴い、

- 税務署長等に提出する国税関係書類の押印義務を廃止（実印・印鑑証明書を求めている手続等を除く）
- 地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても、押印不要に
- 令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類、地方税関係書類に適用

●改正の概要

押印が 不要 となる書類	押印が引続き 必要 な書類
これまで認印による押印が認められていた書類については、押印が不要となります	実印・印鑑証明書が求められている手続については、引続き押印が必要です
税務書類(申告書、申請書、届出書、調書、その他の書類)(※右欄の書類を除く) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 確定申告書 ✓ 修正申告書 ✓ 更正の請求書 ✓ 青色申告承認申請書 ✓ 年末調整関係書類 ✓ 法定調書合計表等の調書 等	1. 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 所有権移転登記承諾書 ✓ 抵当権設定登記承諾書 2. 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち、財産の分割の協議に関する書類 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 遺産分割協議書 等

○車体課税

自動車重量税・自動車税・軽自動車税／**減税**

- 自動車重量税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税の環境性能割は、
 - ・ 2030年度燃費基準により区分を見直し
 - ・ 各種割合は現行水準を維持
- 環境性能割の臨時的軽減の適用期限を9ヶ月間延長（令和3年12月31日まで）
- グリーン化特例（軽課）は、
 - ・ 対象を電気自動車等に限定（クリーンディーゼル車を対象外）
 - ・ 2年間延長（令和5年3月31日まで）

○その他の主な改正事項

■ 電子帳簿等保存制度の見直し等

- ・ 帳簿等を電子的に保存する手続について税務署長による事前承認の廃止、電子データ保存の対象拡大、電子帳簿のレベルに応じたインセンティブの差別化等の見直し
- ・ 請求書等のスキャナ保存について税務署長による事前承認の廃止、紙原本による確認の不要化、タイムスタンプ付与までの期間を最長約2ヶ月以内に統一する等の緩和、電子データ改ざん等による不正に対するペナルティの付与など抜本的に見直し
- ・ いずれも令和4年1月1日以後の適用

■ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- ・ 固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAXを通じた電子納付を可能に

■ 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

- ・ 納税義務者用の通知について、eLTAXや特別徴収義務者経由での電子的送付を可能に

■ 滞納者の徴収回避行為への対応

- ・ 滞納処分免脱罪及び第二次納税義務の適用対象を見直し

■ 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

- ・ 課税売上割合に準ずる割合を適用したい課税期間内に承認申請書を提出し、かつ、翌課税期間開始以後1ヶ月を経過する日までに税務署長の承認が得られれば当該課税期間から適用が可能に（改正前は、課税期間内に承認まで必要）

この他、

- 金密輸に対応するための消費税の仕入税額控除制度の見直し
- 納税管理人制度の拡充
- スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の創設
- 国外からの納付方法の拡充
- e-Taxによる申請等の方法の拡充
- 処分通知等の電子交付の拡充
- クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備
- 復興支援のための税制上の措置
- 関税の暫定税率等の適用期限の延長等
- 個別品目の関税率の見直し

参考：

財務省「令和3年度税制改正」（令和3年3月発行）https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

財務省「令和3年度税制改正の大綱」https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf

財務省「令和3年度税制改正の大綱の概要」https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/03taikou_gaiyou.pdf

経済産業省「令和3年度（2021年度）経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2021/zeisei_k/pdf/zeiseikaisei.pdf

文部科学省「令和3年度 文部科学省税制改正の概要」https://www.mext.go.jp/content/20201221-mxt_kanseisk01-100000584_1.pdf

厚生労働省「令和3年度厚生労働省関係税制改正について」https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189018_00007.html

国土交通省「令和3年度国土交通省税制改正概要」<https://www.mlit.go.jp/page/content/001377449.pdf>

総務省「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」https://www.soumu.go.jp/main_content/000729047.pdf